

木曾岬町広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、木曾岬町有料広告掲載要綱（令和2年木曾岬町要綱第31号）第4条第3項に規定する基準について必要な事項を定めるものであり、広告媒体への広告掲載の可否は、この基準に基づき判断を行うものとする。

(広告に関する基本的な考え方)

第2条 町の広告媒体に掲載し、又は掲出する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告の内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(屋外広告に関する基本的な考え方)

第3条 屋外広告の内容及びデザインは、当該広告を掲出する地域の特性に配慮するとともに、街の美観風致を著しく阻害するものであってはならない。

(掲載基準)

第4条 次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載を行わない。

(1) 次のいずれかに該当するもの

- ア 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがあるもの
- イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
- ウ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれがあるもの
- エ 社会的に不適切なもの
- オ 国内世論が大きく分かれているもの
- カ 他人をひぼう、中傷又は排斥するもの
- キ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- ク 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
- ケ 町の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの

(2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ア 誇大な表現及び根拠のない表示又は誤認を招くような表現
- イ 投機心、射幸心を著しくあおる表現
- ウ 虚偽の内容を表示するもの
- エ 法令等で認められていない業種、商法又は商品
- オ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
- カ 責任の所在が明確でないもの
- キ 広告の内容が明確でないもの

ク 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 水着姿、裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、表示する必然性がある場合は、その都度、適否を検討するものとする。

イ 暴力や犯罪を肯定し、又は助長するような表現

ウ 残虐な描写その他善良な風俗に反するような表現

エ 暴力又はわいせつ性を連想、想起させるもの

オ 青少年の人体、精神、教育に有害なもの

2 前項に定めるもののほか、掲載する広告として不相当であると認められるものは、広告掲載を行わない。

(表示基準)

第5条 広告掲載を行う広告の表示内容に関する共通事項は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 広告であることを原則として明示すること。

(2) 当該広告の関係法令及び業種ごとに定められている自主規制による広告表示基準等を遵守すること。

(3) 広告主の名称、所在地及び連絡先を明示すること。また、連絡先については固定電話とし、携帯電話やPHS端末、Eメールアドレスのみは認めない。

(ホームページに関する基準)

第6条 町のホームページへの広告掲載に関しては、ホームページに関する広告だけでなく、当該広告のリンク先である広告主のホームページの内容についてもこの基準の全部又は一部を適用することができる。

2 情報提供することを主たる目的とするホームページで、木曾岬町有料広告掲載要綱及びこの基準等の規定に反する内容を取り扱うホームページを閲覧者にあっせん又は紹介しているホームページの広告は掲載しない。

(業種ごとの基準)

第7条 広告媒体を主管する課は、掲載の都度、次の各号に定める業種ごとの基準に基づき、広告の内容等を審査する。この場合において、医療、老人保健施設、墓地、選挙、古物商、リサイクルショップ等に関するもの又は消費者関連法に抵触するおそれがあるものについては、直接、関係法令等を所管する課又は機関に確認を行うものとする。

(広告媒体ごとの基準)

第8条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告の内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別に基準を定めることができる。

附 則

この基準は、令和2年6月1日から施行する。